

1985年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1985年12月7日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研 究 発 表

利根川中流域における荘園と村落景観 原田 信男

六朝期における奴婢身分と客身分 竹浪 隆良

日本 — コロニアル・アフリカ関係再考 森川 純
—— クリーン・ハンド論の批判的検討を通じて ——

次城県宮中野古墳群の調査について 小林 三郎

都市農業の現状と課題 赤坂 暢穂

《 特 別 講 演 》

カスケード山脈の火山地形とセントヘレンズ火山の噴火 杉原 重夫

利根川中流域における荘園と村落景観

原 田 信 男

近年中世東国の研究が学界の関心を集めてはいるが、史料残存度の低さから、在地構造に関しては十分な成果を挙げているとはいえない状況にある。そうした中で中世の関東平野における荘園と村落景観の復原という基礎作業を試みるには、中世の文献史料のみならず近世史料や地理学・考古学的成果を駆使する必要がある。

本報告では利根川中流域の武蔵国太田荘と下総国下河辺荘の荘域と耕地状況を考え、当地域に展開した三つの村落景観とその耕地の在り方を検討し、併せて中世利根川の流路についても言及する。

まず太田荘・下河辺荘の荘域を確定しなければならないが、その手掛りとして近世の地誌「新編武蔵風土記稿」に見える荘名を利用する。近世の荘名が中世の荘域とほぼ一致することは太田荘の例で確認される。下河辺荘の場合は単純ではないが、若干の手続きを経ればほぼ同様に、近世の荘名をもとに荘域を復原することができる。そしてこの両荘の境こそが武蔵・下総両国の国境であり、さらにそこに旧河道が認められることから、これを中世利根川の流路として確定することができる。

ところでこの両荘については、正保の「武蔵田園簿」から荘域内の村々の近世初頭の耕地状況がわかる。面積比にすれば、太田荘で田と畠が一对三、下河辺荘で一对二程度であり、耕地状況は良好とはいえず、しばしば利根川氾濫のために水害を被っていた。

この地域における村落景観は、大きく分けて(1)谷田型、(2)自然堤防・台地型、(3)堤内型の三つに分類できる。(1)谷田型は中世村落の典型と目されるが、当地域の谷田は高低差が僅かで好条件の地が少ない。下河辺荘大野郷の事例がこれに該当するが、比較的安定した水田を中心とし、畠地は少かったと考えられる。(2)自然堤防・台地型は太田荘に多く存在したが、用排水路の設置は困難で、畠地を中心として、劣悪な水田を擁するタイプであった。武蔵国埼玉郡正能村がその典型と考えられる。(3)堤内型は人工堤防および用排水路を有する村落で、下河辺荘下高野の事例のほか「発心集」にもこの例を見ることができる。これは鎌倉幕府が御家人などを動員して築堤・水利工事を指示したもので、権力の集中によって労働力を徴発しているが、農民の意向とは必ずしも一致するものではなかった。築堤や水利事業により良質な水田を確保しえたであろうが、洪水の危険がないわけではなかった。

もちろん実際には、こうした村落景観のパターンは立地条件に左右され、様々なバリエーションを伴うもので、生産の基本となるべき水田にもいくつかの存在形態を想定すべきであろう。近世のような大規模な用排水路の設置が困難であった中世では、水田の確保が難しく、溜池や湧水を主に利用したが、当地域のような低湿地では、排水の方がより重要な問題でもあった。近年、水利不便の地の水田形態として摘田が注目されているが、低湿地においてより重要視されるべきは掘上田である。用排水可能な掘上田の中世における存在を指摘することができるが、掘上田は生産力的には摘田より高く、労働力も比較的少なく済むところから、中世の関東平野では広く行われたと考えられる。

こうした掘上田は当地域では主に、自然堤防・台地型に多く存在したと思われるが、このタイプの村落では、畠地が水田を上回っていた。これらの微高地は河川の堆積作用との関連から畠作に適し、芋や豆などが作られたが、戦国期になると木綿の栽培が行われ、近世初頭には商品作物と化して、当地域の畠地では盛んに作られている。

中世の関東平野においては、安定的な谷田型村落に加えて、堤内型の村落が出現し、人為的な耕地と集落の拡大が図られた。また畠地の多い自然堤防・台地型村落でも摘田・掘上田による水田耕作が行われていたことが指摘できる。

六朝期における奴婢身分と客身分

竹 浪 隆 良

『宋書』卷42王弘伝に載せられている「同伍犯法論議」は、増村宏氏の研究によれば（「宋書王弘伝の同伍犯法の論議」『鹿児島大学文理学部紀要文科報告』4, 1956年）、宋文帝の元嘉3年(426)に、士人を同伍の犯罪に連坐させるべきかどうかをめぐって宮廷内で展開されたものである。従来この史料については、岡崎文夫・浜口重国・増村 宏・越智重明などの各氏によって、「士庶区別」・「奴客」・「符伍制」などの観点から検討が加えられてきた。本報告はこれら先学の研究に多く拠りながら、「論議」の史料を中心として、符伍あるいは村落における奴婢身分と客身分の位置付けを検討することを課題としている。

「論議」のなかの王弘の議に「同伍の犯法に、士人の罪せずの科なし」・『律令を尋ぬるに既に士庶を分別せず」とあるように（すなわち士庶とは本来社会的身分秩序である。中村圭爾「『士庶区別』小論」『史学雑誌』88-3, 1979年）、法の原則からいえば符伍を構成する一員である士人が伍内の犯罪に連坐するのは当然であるが、士庶の厳格な区別を主張する支配身分＝士人の立場からは、士人が庶人の犯罪に連坐して実際に刑罰を受けることを回避したいという要請があった。ここに士人が受けるべき刑罰をその支配下にある「奴客」に肩代わりさせようとする意見が登場する背景がある。

「論議」に多く登場するこの「奴客」について、浜口重国氏はこの語がすでに一個の成語すなわち賤民の代名詞として用いられていることを指摘している（「唐の部曲・客女と前代の衣食客」『唐王朝の賤人制度』収録, 1966年）。但し法的には本来奴婢身分と客身分とは区別されるべきであり（たとえば「三客各々代えるに奴を以てす」「奴を以て客に代える」『晋書』卷44華表伝附子虞伝・「奴を免じて客と為す」同書卷64会稽王道子伝附子元顕伝）、「論議」の各々の論者がこれらを明確に区別していないことは、両者の社会的実態（身分）が殆んど同一であったことを意味しているものと思われる。すなわち「論議」にいう「奴客」とは、社会的身分秩序の観点から「士庶」と区別された身分的存在であるといえよう。そしてより重要なのは、この「奴客」が「符伍」の構成員ではないと観念されていたことである。

六朝期の「符伍」も（増村宏「晋・南朝の符伍制」『鹿大史学』4, 1956年参照）唐の「郷保」と同じように、それを構成する「家」の実生活上の諸関係を国家が認知・利用することによって法制化されたとすれば（山根清志「唐前半期における郷保とその機能」『東洋史研究』

41-2, 1982年）、そこから排除されている「奴客」は実態として「符伍」あるいは郷里社会の構成員としての地位を持たない者となろう。「奴」のみならず「客」までもこのような存在と捉え得るならば、ここに想起されるのが人身売買の一形態である「十夫客」の慣行である（堀敏一「部曲・客女身分成立の前提」『三上次男博士喜寿記念論文集・歴史編』所収, 1985年）。彼らもやはり一時的にしる社会の成員権を失っていると認識されたと考えられるのではあるまいか。六朝期にはとくに法的身分としての奴婢とは異なるが、奴婢と同じく、労働し生活している現在の場に成員権を持たない多様な社会的身分が存在したと思う。六朝国家がいち早く彼らの一部を客身分として公認したことはこの傾向に対応したものといえよう。

MEMO

日本—コロニアル・アフリカ関係再考

— クリーン・ハンド論の批判的検討を通じて —

森 川 純

まず日本とコロニアル・アフリカがいかなる関係にあったかについて、1964年当時外務省アフリカ課長であった吉田長雄氏の認識を紹介しよう。

「戦前、わが国は1936年イタリアのエチオピア侵攻直前に同国に公使館をおき、また南アフリカ連邦（現在の南アフリカ共和国）およびエジプトに公使館をおいていたがその他の北阿諸国およびブラック・アフリカ諸国は当時欧州諸国の植民地であったため、わが国はこれら諸国と何らの政治的接触をもたなかった。戦後、わが国は戦前よりの独立国たるアラブ連合およびエチオピアに大使館を開設したが、ブラック・アフリカ諸国と政治的接触をもつに至ったのは1957年以降ガーナなどアフリカの新興独立国が相次いで出現して以来のことで、わが国とアフリカ諸国との政治的接触は、まだひょろに歴史が浅いというより、漸く始まったところであるといっても過言ではない。」

吉田長雄「アフリカ諸国の動向と日本」『国際問題』No54・1964年9月、38頁

また経済関係について次のように述べる。

「既述の如く、わが国とアフリカ諸国との政治関係の歴史が極く新しいものであるのに対しわが国は戦前からアフリカと通商関係をもっていた。第一次世界戦争の影響を受け、欧州からの輸入品の途絶のため困った南アフリカは、日本に代替品を求めるようになり、わが国はまず南アと通商関係をもったが、大正10年頃になると東アフリカが日本の綿製品の輸出市場として、また綿花の買付市場として大阪商人から注目されるようになり、大阪商船は大正15年に東アフリカの定期航路を開設している。その後昭和に入り、わが国は北アフリカおよび西アフリカとも通商関係をもつようになった。そうして、日本商品が大量にアフリカに輸出されていった。」

吉田 前掲書・43頁

以上の指摘はこの時期における日本・アフリカ関係のもつ限定的な性格を浮き彫りにする。ところで両者間の限定的な関係をもたらした要因としては巨大な地理的障壁がある。だが決定的な要因は政治的なもの、つまりアフリカにおける西欧植民地主義の存在に求められよう。

しかし史的展望の中でこの時代の日本・アフリカ関係を捉えた場合、重要なのは関係の限定

性にあるのではない。むしろ問題は両者間関係がいかなる内容を持ち、さらにそれが今日の日本のアフリカ政策にいかなる影響を及ぼしているか、にある。

その点に関しては、第一に日本がアフリカに植民地を領有しなかった事実、第二に日本のアフリカ進出が政治・軍事ではなく経済的なそれに限定されていたこと、第三に日本が第一次大戦後のベルサイユ条約に反人種差別主義条項を導入せんと努力した事実を根拠に平和的・非植民地主義的或はより積極的に把えて反植民地主義的な内容をもつとする見解が一般的であるように思える。そこから日本はアフリカで「手が汚れていない」という主張がなされる。

だがこうした見解や主張は(1)願望的思考か、(2)宣伝外交か、(3)知的怠慢か或はその三者の複合物であって実体を反映していないといわざるをえない。というのは本報告が提示するようにこの時期のアフリカに対する日本の政策はその本質において帝国主義的・植民地主義的なものであったと考えられるからである。日本とコロニアル・アフリカとの関係を一面的に美化して捉える「クリーン・ハンド」論が内包する問題はこれにとどまらない。

その訳は仮に独立アフリカに対する日本の政策が戦前の帝国主義的・植民地主義的政策をその基底において継承しているならば(それは現行の親南ア共和国政策の存在に象徴される)「手が汚れていない」と主張することは過去と現在の政策的連続性から目をそらし、また従って現行のアフリカ政策の構造と動態に対する究明作業と具体的な政策提言による建設的な日本・アフリカ関係の構築作業を困難にするからである。それでは日本の(1)アフリカ分割参加、(2)対南ア連邦政策、(3)ファッショ・イタリアのエチオピア侵略との関係を中心にテーマに接近する。

茨城県鹿島町宮中野大塚古墳について

小 林 三 郎

宮中野古墳群は、東は鹿島灘（太平洋）と西は北浦にはさまれた細長い台地上に位置し、2群・110余基からなる。前方後円墳16基、帆立貝形古墳2基、長方形墳2基、円墳95基が確認されていて、地形的な分布状況から南群と北群に大別して捉えている。

宮中野古墳群の北方には、前方後円墳4基をふくむ57基からなる塚原古墳群があって、北浦東岸の2大古墳群を形成している。北浦の西岸には、宮中野・塚原古墳群と相対する位置には総計120余基からなる潮来町大生古墳群がある。大生古墳群は、氏神大生神社の坐する台地上に展開しており、古氏族多臣族と深い関係があると推定されている。

鹿島神宮の存する場所に展開する宮中野古墳群と大生古墳群とが北浦をはさんで相対する情景は、あたかも「常陸国風土記」に記された古代氏族の世界がそこに展開していたことを想像させる。

ここに報告する宮中野大塚古墳は、宮中野古墳群の中では北群に属するが、全体的な分布状況からみれば、古墳群全体のほぼ中央に属することになる。古墳群中では第2位の規模をもち主軸全長92mほどの帆立貝形古墳で、平均幅10mの周堀をもつことが昭和56年度の第1次調査で明らかになった。

墳丘は3段築成で、墳裾からの高さは8m、堀の底から見上げると高さは10mほどになる。墳丘はモッコほぼ一杯分を単位として、あたかも袋詰めにして傾斜を調整しながら積み上げていることもわかって来た。

内部主体は、しかし主丘部に発見されず前方部のほぼ中央にいとままれていた。そして主体部はほとんど完全に破壊されていたが、主軸を東～西におき、南に墓道を開削している複室付の「石槨式石室」ともいうべき構造をもっていた。前室入口、玄室入口がどのような構造であったかは全くわからないが、仕切り部分に溝が遺存していたから、両室を区分する間仕切りがあり、玄門に扉石を立てかけて玄室を封鎖する方法がとられていたと推定される。「横口式石槨」という表現がよいかも知れない。近畿地方の終末期古墳にみられる石槨式石室と比較しても興味深いものがある。主体部からつくられた墓道が、前方部正面の東南隅に開口するのも他に類例をみないもので、古墳墓制研究上特異な位置を占める。

主体部から検出された遺物は、いずれも破片となっていて全形を窺い知ることのできるもの

は少ないが、装身具類、武器類、馬具類などがある。副葬品の中で注目すべきものに銀製弓弭金具、銀製刀子柄頭と鉄製円頭柄頭がある。いずれも原形をとどめないが、他の検出資料を検討すると飾大刀の装具片などがふくまれているから、かなり豊富な武器類の副葬が推定される。鉄製円頭柄頭には象嵌による文様がほどこされている。

宮中野大塚古墳の埋葬主体は、石室石材にいたるまで完全に破壊されつくしていた。単なる後世の盗掘でないことは明らかである。何故の破壊なのか、大きな疑問としてのこされる。鹿島神宮創建にまつわることで被葬者の奥津城まで破壊せざるをえなかったのか、氏族間の抗争があったのか。いずれにしても異様な状態は、さらに文献・伝承などの資料採集もふくめて今後の課題としなければならない。

— M E M O —

都市農業の現状と課題

赤坂暢穂

1. 都市農業は '68年に改正された都市計画法の市街化区域または将来市街化が予測される市街化調整区域を含む全域で営なまれている農業である。市街化区域の都市農業は、農地が宅地並み固定資産税（以後はいわゆる宅地並み課税という）の適用をうけることになり、積極的に農業経営を維持・発展させることが困難となってきている。

2. 都市農業研究の視点 これは大きく①農業・農村から、②都市から、③総合した立場からの3つに分けられる。今までの都市農業研究は農業経済学を中心に農村社会学、地理学などが農業・農村から接近した研究が多かった。次に近年になり都市から街づくりの一環として把握する都市計画、都市経済論などの業績がでてきた。更に最近になり農村計画を中心に以上の視点に環境論・資源論的な面を加えた総合的視点がだされている。ここでは総合的視点から課題に接近したい。

3. 都市農業の機能 ①農業・農村的側面からこれを見ると、④新鮮・安全など品質本位、安定供給に重点を置き、市場、産直、観光農園など多様な流通経路を経て、消費者の需要と一致した高品質の生鮮農産物を供給している。⑤特に軟弱野菜、つまものの市場占有率は著しく高い。牛乳、鶏卵、花卉などもほぼ同じ傾向を示す。⑥しかし今までの高品質、高い市場占有率は新興遠隔地大産地の追いあげや流通機構改革に伴う中央卸売市場の大型化、一村一品運動、ふるさと宅配便などにより、その地位を確保することが難しくなりつつある。⑦農業的に有効利用されている農地は、個々の農家としては比較的集団化していても、地域全体としては小地片分散化している場合が多い。⑧一部の専門的農家は限られた農地の高度集約的利用をしているため連作障害がでてきており、地力低下防止や農業公害排除が問題となっている。⑨農地をとりまく生産条件は、家屋、高速道路などの建設に伴う日照不足、通風悪化、農作業困難、ゴミ投棄、盗難、いたずら、労働力不足、宅地並み課税などから年々悪化の一途をたどっている。⑩これらの問題を解決し、更に経営を発展させるため、この地域の農民により市街化調整区域その他の安い土地を求める傾向がでてきている。⑪積極的に農業を支えている専門的農家は極く少なく、これらの農家もかなり不動産経営をしている。圧倒的多くの兼業農家は飯米自給的または粗放的農業をしており、荒しづくり、耕作放棄や非農業的土地利用など脱農化が目立ち、不動産経営その他の自営兼業など農外収入への依存度は著しく高い。⑫地域社会の変化に

より、従来の農村としての社会的機能に変化がではじめてきている。

⑬都市住民の側面から見ると、都市農業は、土地・水・草木・生物などを都市住民に提供している。特に土地＝農地・山林・原野（水・草木・生物を含む）は ⑭宅地の供給源として最大の役割を果たしている。⑮しかし、無計画な都市化により自然破壊が促進され、環境悪化を招き、⑯土地の本来持っている環境保全機能——生態系の維持、保水・洪水調節・避難空間などが——急速に失われている。また ⑰伝統的農村集落景観も失われ、潤のない街になってきている。⑱家庭菜園・観光農園・釣り・テニスなどのリクリエーション空間としての機能が增加している。⑲農家と都市住民の間の人的交流の深まりにより将来、潤いのある街づくりの基盤となる可能性がある。

4. 都市農業の課題 この地域の無秩序な混在化、混住化は、進めば進むほど様々な矛盾を抱え、解決を困難にする。そこで国土の有効利用を前提に、農業的土地利用と非農業的土地利用の調和を計るよう、主体的な地域住民の合意による総合的視点にたった土地の総合的利用秩序づくりが早急に望まれる。

MEMO

カスケード山脈の火山地形と Mt. st. Helens の噴火

杉 原 重 夫

北米大陸の太平洋岸のワシントン州からカリフォルニア州北部に至るカスケード山脈には、北から Mt. Baker, Glacier Peak, Mt. Rainier, Mt. st. Helens, Mt. Adams, Mt. Hood, Mt. Jefferson, Three Sisters, Newberry Volcano, Crater lake, Mt. Shasta, Lassen Peak などの第四紀の火山群が連なる。これらの諸火山は過去に著しい氷蝕作用を受けているばかりでなく、その多くは現在も万年雪や氷河におおわれている。カスケード山脈の成層火山は、その周囲に多数の寄生火山をもつことが多い。また火山噴出物については、火砕流堆積物や溶岩が大部分で降下火砕物（降下テフラ）が少ないなどの特徴がみられる。

Mt. st. Helens（高度 2,975m）は、ワシントン州の南部に位置する成層火山で、そのプロファイルは富士火山と良く似ているが、大きさは浅間山よりやや大きい程度である。この火山の噴火活動は 4~5 万年前に始まったとされるが、過去 4,500 年間においては 4 つの活動期とその間の静穏期が明らかにされている（Crandell, 1981）。前回の噴火は 1857 年であった。

Mt. st. Helens の大噴火は 1980 年 5 月 18 日午前 8 時 32 分に発生した。大噴火の一連の過程は ①地震によって北側山体上部が崩壊し、それとともに「爆発」が起こり、噴煙が発生。②直後に水平方向への猛烈な Blast（爆風）が約 180° の方向に広がり、東西 30km、北へ 20km の範囲の樹木を根こそぎなぎ倒した。③Debris avalanche（土石なだれ）の主体部は Spirit Lake に流れ込み、西へ進路を変えて North Fork Toutle River を 20km 以上流下した。④Blast 発生後に Plinian 噴火特有な巨大な噴煙柱が上がり、それは 19,000m の高度に達し NEE の方向に流れた。⑤ Debris avalanche によって押し出された Spirit Lake の水、融けた雪、氷河が Mud flow（泥流）となり Toutle River に流れ込み、Cowlitz River を経由して Columbia River に達した。

以上の噴火の結果、破壊された山頂は約 350m 低くなり、新しく出来た火口には、その後溶岩円頂丘が成長した。

Mt. st. Helens の噴火に伴う災害は、Blast と Debris avalanche による森林破壊、Mud flow による家屋、橋梁の損壊、船舶運航への影響が主なものである。人命への被害は Blast によるものが大部分であった。

アメリカ合衆国の地質調査所（USGS）では将来噴火が予想される火山について災害予測図を発行している。

参考文献：USGS編（1981）The 1980 Eruptions of Mount st. Helens, Washington, 844P.

下鶴大輔（1981）セントヘレンズ火山の噴火活動とそれに伴う災害の研究, 130 P.